

第9章 政府全体の施策における金融庁の取り組み

金融庁の政策として、銀行を経由する間接金融の健全化と証券市場を通じる直接金融へのシフトが重要な課題となっている。この2つの政策課題、すなわち不良債権問題の抜本的解決及び証券市場の構造改革は、政府全体の経済政策において重要な政策として位置づけられている。金融庁では、政府全体の経済政策に盛り込まれた諸施策等を迅速かつ確実に実施してきている。

第1節 不良債権問題への対応

I 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（平成13年6月26日閣議決定）（いわゆる「骨太の方針」。以下「骨太の方針」）（資料9-1-1参照）

1. 経緯

「骨太の方針」は、「構造改革」について、日本経済が本来持っている実力をさらに高め、その実力にふさわしい発展を遂げるためにとるべき道を示すものとし、「不良債権問題を2～3年内に解決することを目指すとともに、前向きの構造改革をパッケージで進める。今後2～3年を日本経済の集中調整期間と位置付け、短期的には低い経済成長を甘受しなければならないが、その後は経済の脆弱性を克服し、民需主導の経済成長が実現することを目指す。」とし、「構造改革なくして真の景気回復、すなわち持続的成長はない。」としている。そして、不良債権問題の抜本的解決が、経済再生の第一歩として位置付けられている。

2. 概要

不良債権については、「緊急経済対策」（13年4月6日）で最終処理に向けたスケジュールが明示され、民間を中心とした私的整理の指針づくりも進展しているところであるが、「骨太の方針」においては、更に、米国のRTC（整理信託公社）の例も参考に、RCC（整理回収機構）による不良債権処理、企業再生等を進めるなど、不良債権処理を急ぐための諸施策が盛り込まれた。

なお、「骨太の方針」においては、不良債権の最近の発生状況、特に、製造業等いわゆるバブルの影響が比較的小さいとされる分野における不良債権の新規発生の伸びが大きいことなどを考えても、不良債権は経済の停滞に伴って新規に発生するものであり、また、不良債権処理により資源が向かうべき成長分野が存在するためにも、実体経済の再生が重要であるとされている。

3. 具体的施策

不良債権問題の抜本的解決のため、①不良債権の確実な最終処理と情報開示、②処理状況の厳格な点検、③産業の再生なくして不良債権の最終的解決なし、④RCCによる不良債権処理と企業再生について諸施策が講じられている。

Ⅱ 改革工程表（平成13年9月26日）（資料9-1-2参照）

1. 経緯

「骨太の方針」に盛り込まれた内容がどのように具体化され、どのようなタイムテーブルで実施されるかを明らかにするため、13年9月21日に「改革工程表」が経済財政諮問会議で了承され、9月26日に一部修正された。

2. 項目

- (1) 資金供給の円滑化
- (2) 銀行の健全性確保のための迅速かつ厳格な処理
- (3) オフバランス化にあたっての配慮
- (4) R C C等による不良債権処理と企業再建

Ⅲ 改革先行プログラム（13年10月26日）（資料9-1-3参照）

1. 経緯

政府は、「骨太の方針」を踏まえ、聖域なき構造改革を進めており、13年9月21日には、構造改革全体の道筋を示す「改革工程表」が経済財政諮問会議で了承されている（13年9月26日に一部修正）。

「改革先行プログラム」は、構造改革は可能な限り前倒し実施することが望ましいとの観点から、補正予算で措置するものも含め、先行して決定・実施すべき施策を取りまとめたものである。9月21日に「中間とりまとめ」が公表され、「改革工程表」にその内容も織り込まれている。そして、10月26日に最終的なとりまとめ（経済対策閣僚会議決定）がなされた。本プログラムに示された施策については早急を実施することとし、そのために必要な法的措置や予算措置については、次期通常国会で行うこととされている法的措置を除き、原則として臨時国会において行うこととされている。

2. 概要

「1. 経済を活性化し、新産業・チャレンジャー、雇用を生み出す制度改革・環境整備」の中で「(2) 証券市場・金融システムの構造改革」が取り上げられ、「施策を緊急に講ずることにより、不良債権処理を強化するとともに、金融の活性化を図る。これと同時に、他の分野における構造改革を推進することにより、遅くとも集中調整期間が終了する3年後（16年度）には不良債権問題の正常化を図る。」とされている。

3. 具体的施策

不良債権処理を強化するとともに、金融活性化を図るため、①資金供給の円滑化、②銀行の健全性確保のための迅速かつ厳格な対応、③R C C等による不良債権処理と企業再建、④オフバランス化にあたっての配慮について諸施策が講じら

れている。特に、②及び③において、市場の評価に著しい変化が生じている等の債務者に着目した特別検査の導入、要注意先の上場企業について市場の評価等にタイムリーに対応した引当の確保、RCCの不良債権買取りの価格弾力化・集中実施、企業再建ファンドの設立を行うこととしている。

IV 構造改革と経済財政の中期展望（平成14年1月25日閣議決定）（以下「改革と展望」）（資料9-1-4参照）

1. 経緯

「改革と展望」は、「骨太の方針」を基礎として、我が国が目指す経済社会の姿と、それを実現するための構造改革を中心とした中期的な経済財政運営について明確な将来展望を示すために取りまとめられたものである。

その対象期間は2002年度～2006年度の5カ年とし、政府は「骨太の方針」と「改革と展望」を一体として構造改革を推進するとされている。また、経済の変動等に適切に対応するため、毎年度改定することとされている。対象期間中の経済財政政策は、「改革と展望」を踏まえて安定的に運営するが、デフレスパイラルが懸念されるなど景気が極めて厳しい状況の下では、柔軟かつ大胆な政策運営を行うこととされている。次に、今後2年程度の集中調整期間は、中期的に民間需要主導の成長を実現するための重要な準備期間であり、この期間において最も重要なことはデフレを克服することであり、そのため政府・日本銀行は一体となって強力かつ総合的な取組みを行うとされている。そして、政府としては、民間需要・雇用の拡大に力点を置いた構造改革を行うとし、財政構造改革、規制改革等の推進とともに、不良債権処理の促進が挙げられている。

2. 概要

まず、不良債権処理の遅れ、厳しい雇用情勢などが民間需要を低迷させてきたとともに、民間需要の低迷等がデフレ状況を継続させ、不良債権を発生させている等の現状認識が示されている。

集中調整期間後は民間需要主導の着実な成長が実現するとされ、2004年度以降は実質1.5%程度あるいはそれ以上、名目2.5%程度あるいはそれ以上の成長が見込まれるとされている。

構造改革を中心とする経済財政政策の在り方として、デフレの阻止と不良債権問題の解決に対する総合的な取組みを強化するとされ、不良債権処理を促進し、今後2～3年以内に確実に不良債権を最終処理し、同時に他の分野における構造改革を推進することにより、遅くとも3年後には正常化するとされている。

V 早急に取り組むべきデフレ対応策（14年2月27日）（資料9-1-5参照）

1. 経緯

14年2月13日、小泉総理から柳澤金融担当大臣を含む関係大臣に対し、「金融・

証券市場の動向、いわゆる貸し渋り問題などの現状に鑑み、具体的で実効性のあるデフレ対策を強力に実施する必要がある。デフレには様々な背景があるが、その克服には当面金融的な問題を解決していくことが不可欠である」との認識の下、早急に取り組むべきデフレ対応策についての指示があった。本「対応策」は、この指示に基づく政府の取組状況を取りまとめたものである。

2. 概要

デフレ克服には当面金融的な問題を解決していくことが不可欠との認識の下、①不良債権処理の促進、②金融システムの安定、③市場対策、④貸し渋り対策等、が盛り込まれた。

そして、「特に、現下の最重要課題である不良債権の処理については、特別検査を踏まえた具体的進捗を図るとともに、金融危機を起こさないためにあらゆる手段を講じることにより、『いわゆる不良債権問題』の早期終結に目途をつける。」とされている。

3. 具体的施策

不良債権処理の促進については、①特別検査の厳正な実施等、②不良債権処理の一層の促進、③RCCによる積極的な不良債権買取り、④企業再建ファンドの設立の推進について諸施策を講ずることとされている。

また、金融システムの安定については、①ペイオフ実施に向けた金融システムの安定確保、②金融危機の回避について諸施策を講ずることとされている。

VI より強固な金融システムの構築に向けた施策（14年4月12日）（資料9-1-6参照）

1. 経緯

14年4月8日に、小泉総理から柳澤金融担当大臣に対し、「ペイオフが実施されたこともあり、金融システムの安定のために、不良債権処理を更に急ぐよう、切れ目なく手を打ってもらいたい。」との指示があった。「より強固な金融システムの構築に向けた施策」は、この総理指示を踏まえ、金融庁として取りまとめ、主要行に対する特別検査の結果及び主要行による14年3月期の財務内容の概要の公表に併せて、4月12日に公表したものである。

2. 概要

①不良債権処理の促進、②主要銀行グループ通年・専担検査の導入、③金融機関の合併促進、の3つの項目について諸施策を講ずることとしている。

3. 具体的施策

(1) 不良債権処理の促進については、主要行に対し、破綻懸念先以下の債権のオフバランス化について、原則1年以内に5割、2年以内にその大宗（8割目途）

との具体的な処理目標を設定するよう、要請する。

- (2) 主要銀行グループ別に検査部門を再編することにより、通年・専担検査を導入し、実質常駐検査体制とする。(第21章Ⅱ参照)
- (3) 金融機関の経営基盤の一層の強化と中小企業金融の円滑化を図るため、主として地域金融機関を念頭において、合併促進を中心とした施策を早急に検討する。